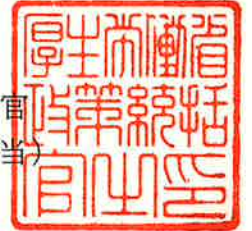




政統発0528第6号
令和8年5月28日

公益社団法人 日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和8年患者調査の協力依頼について

患者調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、医療施設を利用する患者について、その実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るために、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として3年ごとに実施するものです。

本年は別添「令和8年患者調査の概要」のとおり、都道府県等を通じて実施することといたしますので、引き続き貴協会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願い申し上げます。

特に、オンライン調査については医療施設の負担軽減が見込まれますことから、一層の利用促進に御配慮いただけますと幸甚です。

また、貴協会から各都道府県支部等への周知及び協力依頼につきましても、あわせてお願い申し上げます。

令和8年患者調査の概要

1 調査の目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。

2 調査の対象及び客体

全国の医療施設を利用する患者を対象として、病院の入院及び退院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出した医療施設（病院：約6,600、一般診療所：約5,900、歯科診療所：約1,600）を利用した患者を調査の客体とする。

3 調査の期日

- (1) 病院の入院及び外来患者については、令和8年10月20日（火）～22日（木）の3日間のうち、厚生労働省が病院ごとに指定した1日とする。
- (2) 一般診療所の入院及び外来患者並びに歯科診療所の外来患者については、令和8年10月20日（火）、21日（水）、23日（金）の3日間のうち、厚生労働省が診療所ごとに指定した1日とする。
- (3) 病院及び一般診療所の退院患者については、令和8年9月1日～30日までの1か月間とする。

4 調査票の種類及び調査の事項

(1) 調査票の種類

病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院（偶数）票、一般診療所票、歯科診療所票、病院退院票、一般診療所退院票

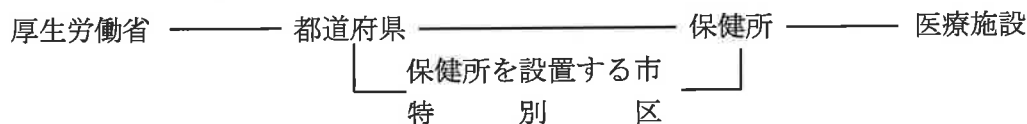
(2) 調査の事項

性別、出生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、診療費等支払方法、紹介の状況、その他関連する事項

5 調査の方法及び系統

医療施設の管理者が記入する方式による。

なお、調査票（紙）に代えて、電磁的記録媒体（CD-R等）に保存した電子調査票及び政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用した電子調査票による提出も可とする。



6 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において行い、結果は集計後すみやかに公表する。

なお、医療施設に関する情報の一部は、医療施設静態調査から得ることとする。